

住民税均等割のみ課税世帯に対する
「令和5年度川崎市物価高騰対策給付金(10万円)」のお知らせ
～4月5日(金)から郵送にて「確認書」を発送します～

物価高の影響を踏まえ、国の「重点支援地方交付金」を活用し、低所得世帯(令和5年度住民税均等割のみ課税世帯)に対し、1世帯当たり10万円を給付するため、4月5日(金)から郵送により「確認書」を発送します。

1 対象世帯

令和5年12月1日(基準日)において、川崎市に住民登録があり、世帯全員が令和5年度住民税所得割が課されず、うち少なくとも一人が住民税均等割のみ課税に該当する世帯(住民税均等割のみ課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯を除く)。

*令和5年度における住民税均等割非課税世帯(令和5年度川崎市物価高騰対策給付金:7万円の対象)は、支給の対象となりません。

2 給付額

1世帯当たり10万円(1回限り)

3 申請期限

令和6年7月31日(水)

【電子申請:午後11時59分まで/郵送申請:午前9時まで(川崎港郵便局留必着)】

4 手続方法

(1) 市から「確認書」を送付(返信必要)

・「確認書」の発送時に、課税状況の確認がとれた令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

*物価高騰対策給付金事務センターに書類到着後、振込まで4～8週間程度かかる見込みです。

(2) 自ら「申請書(電子申請を含む)」を市へ提出

・本市において対象世帯として抽出が困難な世帯

市から「確認書」が届かない世帯であっても、DV等により住民票を移さず川崎市に避難している世帯、令和5年1月1日以降に複数回転居された方や海外から転入した方等は、支給対象となる場合があります。この場合、4月中旬以降に市ホームページから「電子申請」を行うか「申請書」をダウンロードし、市へ提出いただくことが必要です。いずれも困難な場合には川崎市給付金コールセンターへ、お問い合わせください。

*申請書の受付後、振込まで4～8週間程度かかる見込みです。

5 問合せ先

川崎市給付金コールセンター

連絡先:0120-710-320(フリーダイヤル)

受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで(土日、祝日除く。)

*本給付金制度の詳細については、市ホームページを御確認ください。

『令和5年度川崎市住民税均等割のみ課税世帯に対する物価高騰対策給付金(10万円)の受給手続について』

*本給付金制度の受給資格のある世帯のうち、基準日時点で、同一世帯で18歳以下の児童を扶養している世帯に子ども加算(児童1人あたり5万円)を支給します。

詳細については、市ホームページを御確認ください。

『令和5年度川崎市物価高騰対策給付金子ども加算分(5万円)について』



【問合せ先】

- 令和5年度川崎市物価高騰対策給付金について
川崎市健康福祉局総務部価格高騰支援給付金担当 長井
電話:044-200-1436
- 子ども加算について
川崎市子ども未来局児童家庭支援・虐待対策室 柳原
電話:044-200-2671